

第 1 1 回 真狩村農業委員会総会議事録

1 開 会 日 令和6年5月31日（金曜日） 午前 1時30分

2 閉 会 日 令和6年5月31日（金曜日） 午前 3時15分

3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室

4 議 長 真狩村農業委員会 会 長 金 丸 勝

5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名

別紙名簿のとおり

6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	谷口安君	○	
書記	山内綾香君	○	
書記	須永柊一郎君	○	

第 1 1 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 7 年 5 月 31 日

午前 1時30分 開 会

午前 3時15分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	結 果
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 10番 影 山 敏 彦 君 議席番号 1番 清 水 貴 則 君	
2		会期の決定について 令和6年5月31日までの1日間	
3		諸報告について	
4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可 決
5	議案第2号	現況証明願いについて	否 決
6	議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	可 決
7	議案第4号	令和5年度「最適化の推進の状況その他事務の実施状況等」について	可 決
8			
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後1時30分)	議 長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第11回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、10番影山敏彦君、1番清水貴則君の両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。
		(異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告。
	議 長	日程4.議案第1号「農地法第3条の規定による申請について」を事務局より説明を求めます。事務局長。

	事務局 局長	議案第1号を説明朗読
	議 長	ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
	2 番 山田 委員	●番地の●・●番地の●・●番地の●の畑についてこれは使用貸借はしないのか。
	事務局 局長	そちらの畑については●●さんの畑となっているため今回は●さんの畑を使用貸借とした。
	2 番 山田 委員	●●さんの状態をみて3条の契約を検討願いたい。
	議 長	他に、質疑はありませんか。
	3 番 野村 委員	今の作付状況はどのような感じか。
	2 番 山田 委員	順調に進んでいます。
	議 長	他に、質疑はありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定とします。

	議 長	日程5. 議案第2号「現況証明願いについて」の番号1番を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第2号の番号1を説明朗読
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った下委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	下 委 員	事務局より説明のありました●●氏の所有の7筆について5月7日に金丸会長、影山代理とわたくし、事務局5名で現地確認を行いました。確認した結果、現地は相当の期間耕作が放棄されていた状態で、田んぼの形跡も確認できないほど周囲の原野と同一化している状況にあり、農地として利用するのは困難な土地であるので、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと考えます。
	議 長	ただいまの議案第2号の番号1番について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」の番号1番は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「現況証明願いについて」の番号1番は、原案のとおり「決定」とします。
	議 長	引き続き、議案第2号「現況証明願いについて」の番号2番を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第2号の番号2番を説明朗読
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った高倉委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	高倉委員	ただいま事務局から説明があったとおり6名で●●さんの現地を確認しました。現地は畑に隣接しておりまして堆肥舎の建設後もロール等置かれて畑としては使っていない状態だとおもいます。畑に戻すことは可能かなと思いますが本人は畑をする予定がないとおっしゃっていたので現地の状況が判断がつかないため他の委員さんにも伺いながら判断をしていたきたいと思いますのでよろしくお願い致します。
	議 長	ただいま議案第2号の番号2番について説明がありましたが、現地確認の段階で農地・非農地の判断がつかなかったため、委員皆様のご意見を伺いたいと思います。質疑・意見等はありませんか。
	議 長	(各委員の意見) ただいまの各委員のご意見により、本案件については判断が分かれるところであり、満場一致の結論が見い出せないところでありますので、この原案は一旦否決とすべきと考えますが、この判定にご意見はございますでしょうか。 (なしの声)
	議 長	異議ないものと認めます。 お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」の番号2番は、原案を「否決」することで決定とします。

	議 長	引き続き、議案第2号「現況証明願いについて」の番号3番を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第2号の番号3を説明朗読
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った高倉委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	高倉委員	事務局より説明のあった議案第2号の3番 ●●氏願い出の現況証明1筆について、5月7日に金丸会長、影山代理、下委員とわたくし高倉、事務局の6名で現地確認を行いました。確認した結果、元屋敷のあった部分は土地改良事業により、1枚の畑に成形されており、完全に農地と化していることが確認でき、今後も農地として活用することに疑いないものであります。
	議 長	ただいまの議案第2号の番号3番について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」の番号3番は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「現況証明願いについて」の番号3番は、原案のとおり「決定」とします。
	議 長	引き続き、議案第2号「現況証明願いについて」の番号4番を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第2号の番号4番を説明朗読
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った高倉委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	高倉委員	事務局より説明のあった議案第2号の4番 ●●氏願い出の現況証明1筆について、5月7日に金丸会長、影山代理、下委員とわたくし高倉、事務局の6名で現地確認を行いました。確認した結果、現地は牧草地然としており、一見すると農地性は失われていないものと見られましたが、写真ではわかりにくいですが、奥に急傾斜となって耕作しづらい地形で面積も広くはないため、受け手もなく耕作放棄となっている状況であります。また、申請地外側の牧草地は既に、非農業者に売却されているため、申請地のみでは面積が小さく非効率なため、農地として残しても今後も担い手からの受け手が見込まれないものと思われます。ただ、牧草地のため、耕作放棄が続いても雑草や立木の繁茂が抑えられているため、外形的に非農地には見えにくいところであり、ここについても、現地確認の時点では農地・非農地の判断に窮したため、他委員の意見を伺いたいと存じます。
	議 長	(各委員の意見) ただいま、みなさんの様々な意見を伺い、再度現地確認した者で協議した結果、申請地については、いまだ外形的には農地性が失われていないものでしたが、周辺農地との連単性がなく、面積が狭く傾斜も強いため、所有者の耕作意思はなく、農地としての受け手も見込まれない土地であります。このため、今般農地として残しても、農地としては使えず、いずれ荒れていくものであることが見込まれるため、非農地扱いとすることもやむを得ないと考えますが、如何でしょうか。
	議 長	(なしの声) 異議なしと認めます。 お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」の番号4番は、原案のとおり「決定」とします。

	議 長	日程6. 議案第8号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第3号の番号1から番号5を説明朗読
	議 長	ただいま議案第3号について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」は、 原案のとおり決定とします。
	議 長	日程7. 議案第4号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況等」についてを議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第4号を説明朗読
	議 長	ただいま議案第4号について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第4号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況等」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

閉会宣言 (午後3時15分)	議 長 議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 議案第4号「令和5年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況等」については、原案のとおり決定とします。 以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただきましたので、これで第11回真狩村農業委員会総会を終了します。 議 長 金 丸 勝 署名委員 影 山 敏 彦 署名委員 清 水 貴 則
---------------------------	-----------------------	---